

令和4年度 第3回 長野市景観審議会記録

日時 令和5年2月1日(水)

午前10時00分～午前11時40分

場所 市役所第二庁舎 10階 会議室203

出席委員 13名

赤羽委員、稲葉委員、久米委員、榊原委員、高瀬委員、野口委員、石黒委員
高見澤委員、篠原委員、土倉委員、湯本委員、渋澤委員、下崎委員

欠席委員 1名

羽藤委員

1 開 会

- ・定足数の確認
- ・北村委員 辞任の報告

2 副会長挨拶

3 委員委嘱及び会長選出

4 審 議

【第36回長野市景観賞について】

事務局：これより審議をお願いいたします。

条例では、会長が議長となることになっておりますので、高見澤会長宜しく
お願いいたします。

議 長：それでは、ただ今から審議に入ります。

次第に従いまして、1つ目の議題であります「第36回長野市景観賞について」事務局より説明願います。

事務局：【説明 第36回長野市景観賞について】

資料1 景観賞の見直しについて

資料2 第36回長野市景観賞の概要（案）

資料3 長野市景観顕彰制度実施要綱等

議 長：ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見等ありますか。

事務局：説明について補足させていただきます。

「資料1 ①公共作品は原則1作品とする」件についてです。前回の選考において議論がありました『せせらぎ歩道』の関係であります。評価の対象が施設なのか活動団体なのか議論をいただいたものであります。公共作品については従来通り、民間作品を多く表彰したいということから原則1作品としながらも、その代わり「その他1作品」ということで具体的には公

園・道路・河川等の土木工作物を中心に表彰の対象として設けました。特に、前回、事務局の調査不足もあり、この反省を踏まえて、公平な判断をする為に事前に工作物なのか活動団体を評価するのか、応募いただいた方のヒアリングも含めて詳細に調査をした上で皆様に諮って参りたいと考えております。

「②スケジュールについて」ですが、前回の期間が短かったということで、期皆様が個別に視察できるだけの時間をしっかり確保していきたいということでございます。

「③部門分けについて」ですが、やはり、部門分けした時に応募数がしっかりと確保できるのかという問題と、評価を部門ごとにするのか、どのように評価するのかなど検討事項がございました。まずは応募数を確保する為に、応募用紙の裏面にある分類についてのチェック項目のところで「個人住宅」「屋外看板」を増やして応募しやすいように工夫しました。この応募数を見ながら今後の部門分けについて検討していきたいと考えております。

「④応募数について」でございますが、広報の拡充に力を入れて、新聞・週刊誌を含めて検討し、予算の関係もあるが、もっと幅広く広報をかけていきたいと考えております。

以上が大きな変更点でありますので、宜しくお願いいたします。

議長：資料1の応募数についてですが、応募数増加に向けて連携を図る「他部局」というのは具体的にどこですか。

事務局：観光振興課や観光コンベンションビューロー、建設部建築指導課等含めて広報活動の検討をしていきたいと思っております。

事務局：例えば建築指導課で建築確認申請に来られた際に窓口パンフレットを置くことで、設計者や建築業者を通して施主の方々に景観賞受賞となるような建築物の建造を促すようなことで、応募につながっていくねらいがあります。現在も行っていることではありますが、そういったことの拡充をしていきたいと考えております。

委員：他部局、特に各支所や住自協との連携が必要だと思っております。人口の少ない中山間地からも良い景観を持つ建築物を選べるように体制を整えてほしいと思っております。

それから、原則公共施設のなかで、建築物1作品以内・その他1作品以内ということですね。

事務局：はい。その通りです。

委員：広報の拡充ということで、今までと違う広報活動はあるのですか。今まで通り、市民交流スペースとかで行うのですか。

事務局：特に明記はしていません。市民交流スペースのほかに、昨年度は御開帳の関係もあり、MIDORIのりんごの広場では開催できなかったのですが、今年は開催に向けて調整しております。

委員：原則公共施設1作品の中で、建築物1作品・その他1作品、ということ

明記されることで、建築物 2 作品はありえないということになるということ、民間作品中心になることは良いと思います。すごく良い作品が公共施設から出てしまった場合は、それはそれで理解するというので、その辺皆さん承知の上と認識していいのですか。

事務局：「原則」ということで理解していただきたいと思います。

委員：「原則」というと曖昧な点が残ってしまいますが、建築物は 1 つということですね。

議長：ほかにいかがですか。

委員：根本的なことですが、景観賞の目的は、優れたものを選ぶことなのか、目的を持って作っていくことなのか、教えていただければと思います。

事務局：景観賞につきましては、景観計画のなかで、顕彰制度を明記しておりまして、表彰を通じて市民の景観に対する意識を高めるとともに、より良い景観が創造されることを推進していくことが目的であり、原点となっております。

委員：その目的が見直されることはあるのですか。

委員：昨年までのものと比べると大きく 2 か所の変更があります。

一つは公共作品の数についてですが、昨年までは「原則 1 作品」であったが、昨年の審査の結果もう少し公共作品の枠を広げてもいいのではないかとといった議論のもと、民間を圧迫しない範囲で検討してもらい、「建築物 1 作品以内・その他 1 作品以内」と変更になり、少し枠が広がったもので、その点についての意見を伺いたいと思います。

もう一つは応募用紙の表記変更ですが、応募用紙の印象が大きく変わることになるので、(案)で良いので、実物を見せてほしいと思います。

事務局：ご用意いたします。

議長：では、まずは公共作品の数についてのご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：公共作品は景観計画に沿ったすばらしいものが選出されていて、大変良いことだが、表彰する数として民間作品を圧迫するのではないかとということが大きな問題ではないかと思えます。民間が圧迫されない方法を考える必要があることが大事だと思います。そういった意味では「作品数」だけは決められない問題であると思っていて、参考資料の他都市の状況を見ると多彩であり、松本市の様子を見たことがあって、もっと多様な選考をしていて、先ほどの景観賞の目的に合致するものとなっていると思えます。採点の時も、公共作品はすばらしいのでいつも 1 点は入れてくるだろうと予測していて、自分が入れないとかそういった意識が働いてしまいます。そういった審査ではなくて、もっと豊かな選び方ができるようにしたいと思います。公共の数については全体のことを考えていただきたいです。

議長：公共にはハンディをつけるということでしょうか。

委員：例えば長崎県は公共施設部門を設けています。今まで民間と並べて審査することが難しいと感じていたので、審査自体が目的につながるならば、重

要に考えたほうが良いと思いました。公共や大きな作品は景観計画に沿ったものをつくる可能性が高いと感じていて、自分から良いものを造ろうという市民が増えることが大事だと思います。

委員：非常に大事な意見だと思っておりますが、今の応募数で部門分けをすることは現実的ではないと思っております。もっと応募数が増えれば部門分けということも出てくるのですが、各部門のエントリー数が少なすぎると、選考が非常に難しいと思っております。100 作品も出てきていけばいいが、まずは応募数を増やすことを考えないと選ぶのに非常に困ると思っております。

委員：逆に感じていて、出しにくいから出してもしょうがないとか、公共作品と比べられて見劣りすることを恐れて応募できないというものもあるのではないかと考えて、やり方を変えて、可能性を広げることで応募数を増やすという方法もあると思っております。

事務局：貴重なご意見ありがとうございます。

公共部門と一般部門を分けるという意見でございますが、確かに他都市でも事例がございます。その検討も今後したいと思っておりますが、まずは応募数を増やすことに力を注いで、その状況を見ながらご意見のようなことも検討していきたいと思っております。

松本市の実際の状況を聞くと、部門分けこそしてはいるが応募数が少なく対応に苦慮しているようであります。そのような状況ですので、もう少し応募数を増やすことに努めて広報活動していきたいと考えております。

委員：私は屋外広告物で参加していて、今回看板の枠で応募をしてもらえらるということだが、やはり公共のものと看板が同じ土俵で比べられる状況になったときに、どうしても比べようがないので落選してしまいます。結局応募しないとなってしまう、こちらとしても呼びかけにくいのです。増やすためにどうすればよいかを考えないと、何をもって増やすといっているのかわかりにくい。

数を増やすことが目的ではなくて、目的はより良い景観を創造すること、その意識を持ってもらうということであって、応募数はそのあとではないかと思っております。

事務局：他都市で部門分けをしている状況について、応募数がない部門という状況に苦慮しているという話を聞いています。顕彰制度事態も厳しい状況にあることも聞いています。長野市は 50 件ほどの応募に対して、松本市は 30 件弱であり、看板の応募についてはゼロであり、まずは応募数を増やしたいという状況と聞いています。長野市としても、まずは広報に重点を置く方向で検討してきました。今回対象を明確にしたことで応募しやすい状況になれば、も上がると考えています。そのうえで実績があるものについては部門分けを検討していきたいと思っております。

部門となれば、どのような評価をしたらよいか、採点方法等を含めて実施要綱を決定していくべきというところまで検討しておりましたので、まず、今年度は実績がどの程度あるか把握したいというのが第 36 回の景観賞で

あると考えております。

委員：部門賞を設けることだけが方法ではないと思っております。組合の専務が市内を歩いて一般候補になるような作品を探したが、表彰対象となるような作品は多くないと思っていて、毎年開催できるか不安がありました。しかし5年に一度、この部門を受けてもらうということであれば、それに向けて呼びかけたり、準備ができると話しています。そういったことが可能なら促進効果もあるし、応募数が足りないということの対策にもなるし、景観賞の目的からもはずれないといった意見が組合から挙がってきています。

委員：今、長野市内に景観の問題があるとすれば、「屋外広告物・看板」「個人住宅」の美しくないものが増えているという2点になると思います。手元の資料に第35回のチラシがあるが、とても上手に作っていただいている、大きな作品ではなく、上部にクリニックとか小さな作品を取り上げてあり、一番下に個人住宅を掲載しています。どの写真を使うかという点でもアピールしていけると思います。こういった気遣いを続ければ、個人住宅等の応募も増えていくはずだと思います。

看板の問題は、どうやって規制していくのか、どうやって広告業者や企業・店舗等の意識を高めていくのかというところですが、これは景観賞によるところではないと思っています。例えば、ホテルメトロポリタンが看板を変えたことで駅前の風景が美しくなった気がします。そういった実例が積み重なっていくことが大事で、建築業にデザイン賞等があるように、看板業界でも全国的に表彰を設けるとか考えていただきたいと思います。

丸の内はどうやって開発したのか分からないが、丸の内地区がなぜあんなに綺麗なのかというと、全く看板がないからです。会社名が入っていても建物と同じ色でいます。そういった規制をかけることも効果があります。今年の冬ブダペストに行ってきたが、街並みがものすごく綺麗でした。もともと綺麗だったというだけでなく、社会主義政権が崩壊した後も景観に関する厳しい規制がかかって、さらに住民の高い意識によってブダペストの街並みができあがっています。地下鉄の鉄塔ひとつにしてもすごく美しいです。そういう街にしていきたい、というのが景観賞の目的だと思うので、市役所だけに頼るのではなく、自分たちの団体や民間でできることはやっていく必要があると感じています。

委員：他都市の部門・名称・状況等、事務局で調べていただきありがとうございました。様々な部門があるようで大変参考になりました。やはり市民の方は応募用紙を見て応募します。これを見て、応募したいと思うわけで、どのくらいの人がいるかが問題なわけです。長崎県のように、『歴史ある建物』『公共施設』『屋外広告物』『小さな建物』といった表現だと、市民も「あのお宅のこれを応募してみようかな」といった気持になる気がします。今後、長野市の豊かな景観を目指すのであれば、ここの表記が柔軟性をもって市民の目線に届くような表現が良いのではないかと思います。市民の皆

さんが応募しやすい表現のしかたを考えていただきたいと思います。

委員：部門分けすることが効果あるのであれば、長野市らしい部門はどういったものかという検討を始めてもいいのではないかという印象を受けました。最終的に部門を分けなくてもいいという結論になるかもしれませんが。

例えば『門前町の景観に寄与していると思われる建物』、『山岳仏景を引き立てる景観に役立っている』とか『松代城下町的な景観に役立っている』とか具体的な長野らしさを醸し出すような部門にしないと、他都市と同じでは意味がないかなと思います。

すぐに部門分けするのは難しいでしょうから、今回の第 36 回は公共の枠が増えたことを評価したいと思います。

委員が一番危惧しているのは看板がどうして建築と同じようなレベルで議論されないのかという点だと思うのですが、部門の中に看板を評価するようなものを設けて考えていかなければいけないと思うし、長野から嫌な看板を無くす為の部門とか、そういった逆説的なものも含めて検討するように時間をかけたほうが良いと思います。部門分けの件は検討しだいであると思います。仮にやるとしても試験的に 1 回だけやってみますという条件を付けてやってみるとか。それで、やっぱりだめでしたともどしてもよいかと。今後、やり方を検討していくことが必要と思います。篠原委員の発言のとおり、これだけの分け方でチェックをすることが景観賞に応募したいという意欲をださせられるのか疑問で、もう少し夢のある言い方ができるといいなと思いました。

事務局：ご意見いただき、ありがとうございます。

今回は、前回の審議会までにいただいた委員の皆様の意見を反映した第一歩であり、部門を作るようなガラッと変更した案までは進んではないのですが、これまでのものを変更したり、バージョンアップしたものです。確かに部門と応募数という形の中で、少ない応募数の中から選定することで優れた作品というのがどういうものなのか、表彰のしやすさ等いろいろあるが、今回に関してはご意見を聞いた中で改善をさせていただいてスタートしたいというものです。応募しやすいとか魅力ある応募用紙ということに関しても他市町村の応募用紙も手に入るので参考に工夫していきたいと思っています。

第 36 回については、委員の皆様には部門というものに分けてはいませんが、「部門」というものを意識してもらって評価のバランスをとっていただけたらと思います。委員の皆様にはご苦勞をおかけしますが、ご尽力いただきたいと思っています。

議長：前回の応募用紙に比べると、今回のほうが応募はしやすくなっていると個人的には感じます。事務局もいままでの意見を考慮して検討いただいていますので、部門に関しては審査の中で意識していくということではいかがでしょうか。

委員：赤羽委員の発言にあったように「長野らしい」景観を創るという意識でやっていければ、時間をかけてもいいのではないかと思います。

委員：応募用紙についてですが、近年応募用紙に QR コードがついていることが多いです。若い世代は QR コードがないと動いてくれないので、これから印刷するなら QR コードを付けてもらえると学生にも声をかけやすくなりますのでお願いします。

事務局：了解しました。

議長：今後、時間をかけて良いものを作っていけるよう、委員の皆様のご協力をいただければと思います。

それでは、意見が出尽くしたようですので、第 36 回長野市景観賞の実施をしていただきたいと思います。

【ながの百景の見直しについて】

議長：続きまして、2 つ目「ながの百景の見直しについて」事務局より説明をお願いします。

事務局：【説明 ながの百景の見直しについて】

資料 4 ながの百景の見直し

資料 5 令和 5 年度景観審議会スケジュール

議長：ただ今の説明について、ご意見がありましたらお願いいたします。

委員：ながの百景「32 番エムウェーブと周辺の眺め」についてですが、以前から話をしているように、エムウェーブの後ろに工場が建設されたらどうなのか、といった問題があります。

このように今後景観が変わる見込みがあるものについては、情報提供をお願いしたいと思います。

事務局：エムウェーブ周辺においては、現在と同じ景観は難しいですが、当該事業者には、ながの百景に対して配慮いただきたいとお願いしております。

委員：この冊子(ながの百景)はどこに置いてあるのでしょうか。セントラルスクエア内にパンフレット置き場があるが、そこには置いてないのでしょうか。私が知る限り、長野観光情報センターでしか見たことがないのですが。

事務局：長野駅の観光情報センターやホテルメトロポリタン長野、各支所、移住交流関係、東京都の銀座 NAGANO 等に配布しております。

委員：この中で、消滅したものはありますか。

事務局：現在確認してあるものは、「2 番」鬼無里の白髯の杜です。既に全てハナショウブが無い状態となっております。

事務局：地元の管理が継続できない状況でありました。かつては、白髯神社に行く途中の一面にハナショウブがあったものです。

委員：今後、百景を選定した場合、地域に保存活動をしてもらうような促す仕組みや体制を整える考えはありますか。

事務局：ながの百景を皆様に紹介していくことが活動の継続につながるようお願い

いをしているところでありますが、どうしても事情によって消滅してしまう事例に対して、どのようにフォローできるか考えていきたいと思っております。

事務局：このほかに、「69 番」信州新町の不動滝は橋の老朽化で渡れない状況で、遠くからしか見ることができない状況になっています。

委員：「84 番」五輪大橋から見る犀川・北アルプスについてですが、五輪大橋からが良いのか、丹波島橋からが良いのか個人的には迷うところだが、今長野の景観を損なっている大きな要因はマンションの問題であります。五輪大橋から高層マンションが見えてしまい、丹波島橋にすれば問題ないと思います。せっかく綺麗な景色だったのに、色も揃っていないし、デザインも悪い高層マンションが乱立している状況です。景観賞ともながの百景とも関係ないかもしれないですが、何か手を入れなければいけないのではないかと思います。

議長：マンションは景観条例の対象になっていないのですか。

事務局：平成 30 年から条例施行され、マンションは 13m を超えると景観条例の事前協議の対象になっています。

議長：先ほどの発言におけるマンションは古いものですか。

委員：新しいマンションです。これからどんどん建設される予定です。山から下りて来て、綺麗な所にいた住民が鍵一つの安全な暮らしを求めてマンションに住む例が多いようだそうです。上田でも問題になっていて、綺麗な城下町がマンションによって景観を乱している状況になっていて、人口増加、コンパクトシティや移住等とマンションをどう共存させるのか、景観にとっても課題となっています。

委員：建築確認等に先駆けて景観への配慮をしてもらうように事前協議制度が平成 30 年から始まっています。デザイン専門部会が事前協議の窓口となっていますが、事例として多いのは太陽光パネルであるが、ここへきてマンションが増えているのは確かです。

しかし、現在の条例で立地に対する規制はできません。せめて色の問題や、屋外に機械類が露出しないような配慮を指導しています。後は、道路境界の緑化をお願いするとか、何もないよりは良い方向に進んでいると思います。しかし、形状や立地に関しては現在の条例では無力であります。長野市にとって本当に良いのか疑問に感じる部分はあるが、やれる範囲でやっている状況です。

議長：市内に優良宅地が少ないことも原因ですよね。空き家はたくさんあるが、固定資産税を抑えるために、持ち主は老朽家屋を壊さない。本当なら再開発等でもっとフラットなまちづくりができれば良いが、なかなかうまくいかないですね。

委員：皆さんも分かっているのにうまく進まないですが、何とかデザイン部会で頑張ってくださいと思います。

委員：可能性があるとしたら、ながの百景に選ばれたようなロケーションの範囲

において、一步踏み込んで、ながの百景をアプローチできればいいですね。

委員：申請する際に、周辺の様子をチェックするものがありますね。

委員：チェックリストにありますね。

委員：このような範囲への配慮とういところで審査してきたいですね。

話は変わりますが、今後の方針のなかで「名称について見直す」とありますが、どのようなことですか。

事務局：消滅したものについては見直しの対象とすることで数は減るが、新たに募集すると100件は超えてくるだろうと予測しています。その場合、100以上あるものを『百景』と呼んで良いのかということから、名称の見直しも視野に入れております。基本的には、「ながの百景」の名称は継承していきたいと考えています。

委員：私も継承したほうが良いと思います。

委員：パンフレット作製とあるが、HPと同様の形式で画像を掲載してほしい。現在のようなPDFのDLでは見づらい。写真を公開してもらえる場合は著作権処理をしてクリエイティブコモンズライセンスのような二次利用が可能な形式で載せてほしい。長野市の観光PRにその写真が使えますから、そういった自由に使える写真を公開してもらうことは長野市の魅力を伝える手段になると思います。

委員：フォトコンテストとセットにすると、写真マニアがたくさん長野に宿泊してくれますので、新しい百景を作る際に写真を撮りに来る方を観光客として捉えるような形にできると良いと思います。

事務局：ただ配布するだけでなく活用できるものとなるようにしていきたい。

議長：ほかにご意見はありますか。

それでは、来年度ながの百景の追加募集を進めていただきたいと思います。

以上で、本日の審議は終了いたしましたので、議長を降ろさせていただき、事務局へお返しします。

ありがとうございました。

5 その他

6 閉会

都市整備部長挨拶